

広川町第4次総合計画（改訂版）（案）

令和2年11月

基本施策5

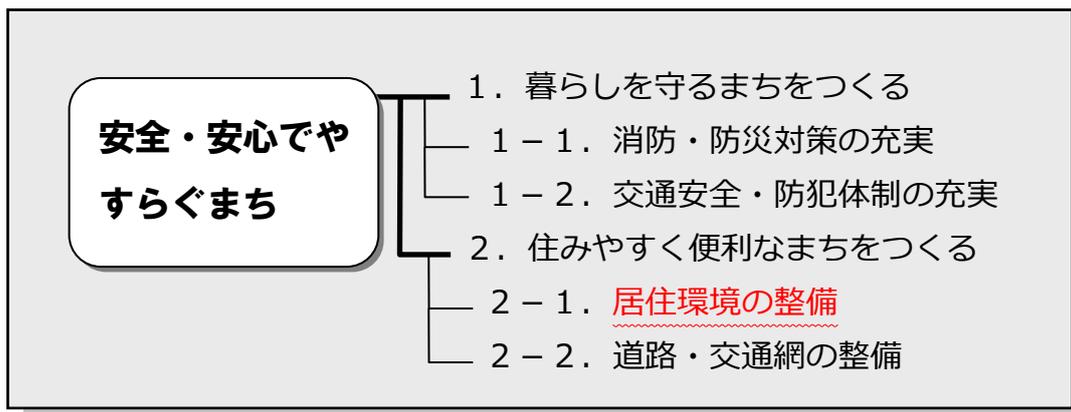
安全・安心でやすらぐまち

近年多発する豪雨、地震などの大規模自然災害から住民の安全・安心を確保することが重要です。防災減災体制の強化のためのソフト面・ハード面の充実、地域住民が主体的に活動できる迅速な災害対応態勢の確立を図り、災害に強いまちづくりを行います。

併せて、身近な暮らしにおいても、交通事故・消費者トラブル・犯罪防止に努め、住民の生命と財産を守ります。

また、**中心市街地をはじめとした市街地環境の整備**、定住の基礎となる安全・快適で住みやすい居住環境の整備を進めます。国道3号バイパス計画をはじめとする道路ネットワークの整備を進め、県南部の交通結節地域にふさわしい機能をさらに高める生活基盤づくり、町内の移動を容易にする公共交通機関の利便性向上などの公共交通体系の整備を進めます。

施策の体系

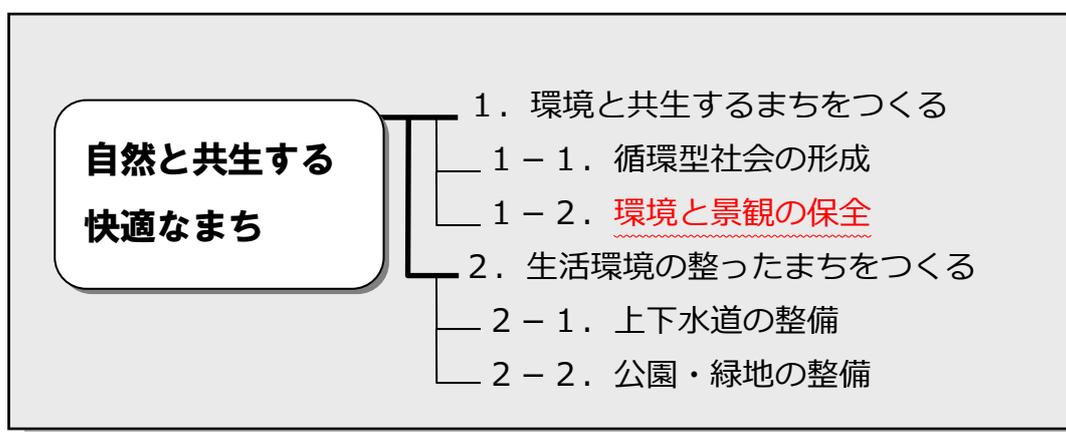


基本施策6**自然と共生する快適なまち**

豊かな自然との共生を意識したライフスタイルへの関心が高まる中、自然環境の保全と活用、生態系の維持、景観の保全・整備が求められています。

また、公害防止や環境汚染への対応のほか、地球温暖化対策の推進、省エネルギー・省資源・リサイクルやごみ処理体制の維持などの環境への負荷の低減を目指した循環型社会の構築が必要です。このため、自然環境と景観の保全、循環型社会づくりを計画的に進めます。

さらに、環境衛生対策の充実とともに、上下水道の整備や維持管理を効果的に進めます。また、既存公園を活用し、子ども達が元気に遊ぶことができる遊び場づくりを推進します。

施策の体系

基本施策1 出会いと語りのあるまち

1 参画と協働のまちをつくる

1-1. 協働によるまちづくりの推進



施策の目的

住民や各種まちづくり関係団体などと行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決のしくみづくりに向け、住民参画のまちづくりを目指します。

現状と課題

地方分権の進展と自治体が担う公共政策の拡充に伴い、町の財政運営に一層の厳しさが加わる中で、ますます高度化・多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、これまで以上に地域で活動するさまざまな主体（住民、行政区、まちづくり活動団体、NPO、企業など）と行政が連携・協働しながら、地域の暮らしを守る取組を持続的に行う必要があります。

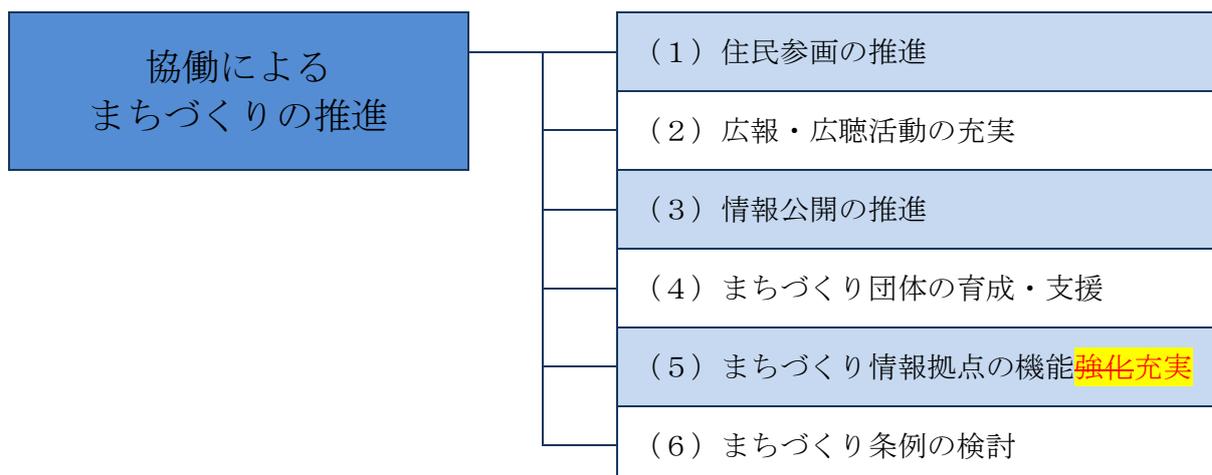
本町では、広報紙やホームページの充実、携帯端末などへの情報発信などを中心とする広報・広聴活動を推進しているほか、情報公開条例及び個人情報保護条例のもとでの、情報公開を推進しています。一方、ワークショップやパブリックコメントの実施など計画策定段階からの住民参画を推進しており、特に公募委員による自主参画などにより、住民の行政参加の意識も向上しています。

また、広川町協働推進計画の推進など多様な参画・協働のしくみづくりや住民の協働への理解に努めています。

さらに、**広川町ボランティア活動センター運営計画広川町協働推進計画**に基づき、ボランティア活動センターの機能**強化充実**を図り、ボランティア団体などの育成や、住民がさまざまな活動に参加しやすい環境づくりを進めています。

今後は、これらの取組をさらに発展させ、地方分権時代の新たなまちづくりのしくみとして定着するよう、住民と行政との協働体制の確立に向けた多様な取組を一層積極的に進めていくことが必要です。

施策の体系



主要な施策

(1) 住民参画の推進

住民の多様なニーズによる課題に対応し、住民の意見や発想を起点とした行政の推進に向けて、各種行政計画の策定における委員などの一般公募、ワークショップ（参加体験型会議）、パブリックコメント（広く住民に意見を求める手続き）の実施など、住民がまちづくりの中心となる自主的・積極的な参画を進めます。

「広川町協働推進計画」に基づき、事業推進・連携を図り、協働のまちづくりを推進します。

(2) 広報・広聴活動の充実

町の情報をより分かりやすく提供するために、広報紙やホームページの情報内容の充実を図ります。

また、政策・施策に住民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報紙やホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施などの広聴活動を積極的に進めます。

(3) 情報公開の推進

住民への説明責任を果たし、町政運営の透明性の確保を図るため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

(4) まちづくり団体の育成・支援

まちづくり活動を行っている住民・ボランティア・NPOなどの団体の自主的な活動を育成・支援します。

(5) まちづくり情報拠点の機能強化充実

広川町ボランティア活動センター運営計画広川町協働推進計画に基づき、広川町ボランティア活動センターの基盤強化機能充実を図るとともに、まちづくり活動などの地域の課題解決に向けた情報を発信するなど、住民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

(6) まちづくり条例の検討

住民自治に基づく自治体運営の基本姿勢を明確にするまちづくり条例（自治基本条例）の制定について、研究を深めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
まちづくり団体登録数 (団体)	—	35	38	まちづくり団体登録制度によるボランティア活動センター登録団体数
地域活動やボランティア活動に参加したい率 (%)	—	27.6		アンケートで地域活動やボランティア活動に参加したいと答える住民割合
町ホームページ情報発信(記事)数(件)	—	593	700	年間の町ホームページ情報発信数(記事の掲載数)
町ホームページ閲覧件数(件)	98,851	314,938	410,000	年間の町ホームページ閲覧件数
町の広報・広聴活動に関する取組についての満足度(%)	43.2	43.0		アンケートで町の広報・広聴活動に関する取組(広報紙やホームページなど)について満足していると答える住民割合

個別計画・関連計画

- ・ 広川町協働推進計画
- ・ 広川町ボランティア活動センター運営計画

基本施策1 出会いと語りのあるまち

1 参画と協働のまちをつくる

1-2. コミュニティ活動の推進



施策の目的

地域の連携や特性を生かした魅力ある地域社会の形成に向け、地域コミュニティ活動の**拡充と活性化推進**による地域づくりを支援します。

現状と課題

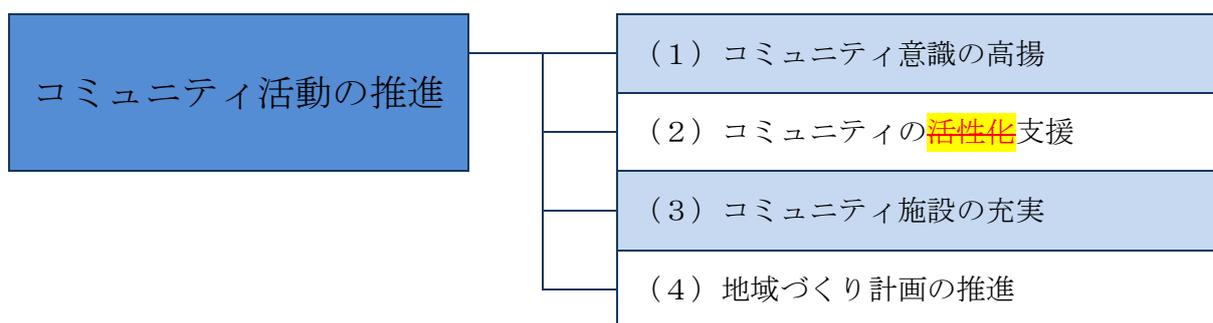
高齢者・健康対策、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成や子育て支援、伝統文化の伝承などの課題に対してコミュニティの果たす役割は益々大きくなっており、住民などが主体となって地域社会を支える組織づくりや取組が必要となっています。

また、小規模集落などによっては、急速に少子高齢化が進行するなど、将来コミュニティ活動の維持が困難となる地域が出るのが予想され、活動支援や他地区との広域的なコミュニティの連携が必要となっています。

このような中、本町では、全32地区において「地域づくり計画書（第1期）」が策定され、各まちづくり委員会を中心に、地域の課題解決のための活動が行われて**きました**。

引き続き本町に残る地域的な結びつきを大切にしながら、コミュニティ活動の**活性化**のための有効な支援施策を推進し、地域の課題を自ら解決することができる住民主体の地域づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要な施策

(1) コミュニティ意識の高揚

コミュニティの重要性の啓発や、活動の状況などについての広報活動を行い、地域での各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進するとともに地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

(2) コミュニティの活性化支援

共に助け合い安心して暮らせる地域づくりに向け、地域コミュニティ推進事業や自主防災組織の育成、防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守り、子育て支援活動などさまざまな活動への支援を行います。

(3) コミュニティ施設の充実

コミュニティ活動の中心となる公民館区分館などの施設や設備について、その充実に支援します。

(4) 地域づくり計画の推進

地域の特性と課題を住民みんなで共有し、地域の実情に即した地域づくりを進めるための指針となる地域づくり計画書について、令和3年度からの第2期計画の策定及び計画実行のための支援を行います。

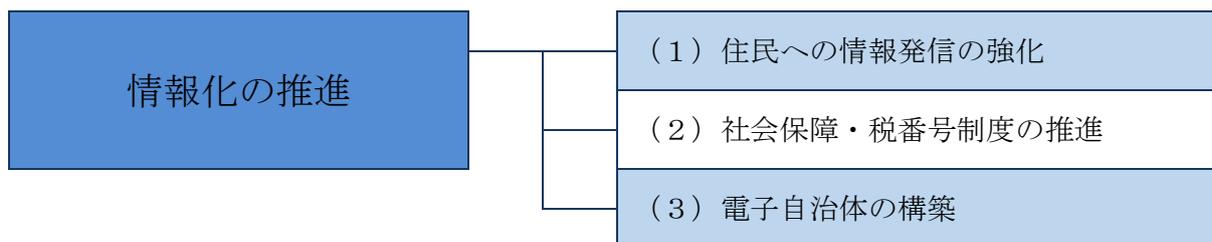
みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
地域づくり計画書(第2期)を策定した行政区などの地区数(地区)	—	0	32	地域コミュニティ推進事業実施行政区の数
コミュニティ施設(分館)の年間利用者数(人)	73,831	87,670	96,000	コミュニティ施設の年間の総利用者数

個別計画・関連計画

- ・ 広川町協働推進計画

施策の体系



主要な施策

(1) 住民への情報発信の強化

広報紙やホームページに加えて、携帯端末などで情報を受け取ることが出来るサービスの拡充を行い、情報発信の強化を図ります。

(2) 社会保障・税番号制度の推進

他機関との円滑な情報連携が取れる体制を整えるとともに、住民の安心を確保するための十分な情報セキュリティ対策を講じ、住民サービスの向上や行政事務の効率化、国・地方の連携に伴う運用サポートの充実に努めます。

また、マイナンバーカードの取得を推進するために、カードの利便性や安全性への理解促進やカードの円滑な交付に取り組めます。

(3) 電子自治体の構築

既存の各種システムの維持・充実に努めるほか、**コンビニエンスストアで諸証明の交付を受けられることができるサービスの導入の検討**マイナンバーカードを利用した証明の**コンビニ交付サービスの導入**など、利便性の向上を図ります。また、AIやRPAの実証事業の状況を踏まえて、導入による行政事務の効率化を検討します。

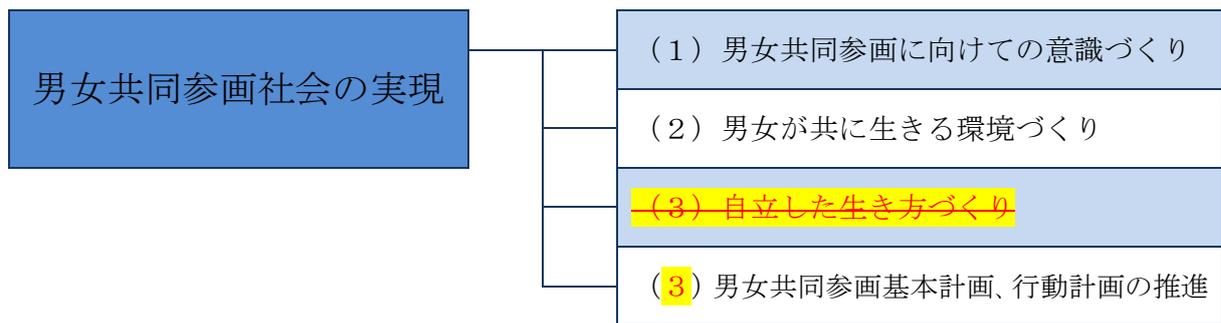
みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
町のSNS（総合的な町の情報配信）登録者数（件）	—	999	3,140	総合的な町の情報配信を行うFacebook・Lineの登録者数
マイナンバーカード普及率（%）	—	7.9	95.0	マイナンバーカードの全住民に対する交付率（現状値は令和元年8月時点）
町の情報通信網の整備状況についての満足度（%）	12.3	22.7		アンケートで、町の情報通信網の整備状況について満足と答える住民割合

個別計画・関連計画

- ・マイナンバーカード交付円滑化計画
- ・マイキーID設定支援計画

施策の体系



主要な施策

(1) 男女共同参画に向けての意識づくり

多様な学習機会を通じて、家庭や学校、地域などのあらゆる場面において、男女共同参画の趣旨や取組についての理解を推進します。

さらに、配偶者からの暴力をはじめ、男女共同参画に関する住民のさまざまな悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。

(2) 男女が共に生きる環境づくり

職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発などを行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進、子育てや介護のための支援など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。

また、情報提供や自主的に活動する女性グループなどの活性化を支援し、地域活動における男女共同参画を促進します。

さらに、女性団体・リーダーの育成及び女性の視点、意見を反映させるため、審議会などへの女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

(3) 自立した生き方づくり

~~一人ひとりが自立し、意欲を持って活躍できるよう学習機会の拡大や自主的に活動する団体などの支援に努めます。~~

(3) 男女共同参画基本計画、行動計画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて「男女が共に参画するまちづくり」の推進のため、基本計画に基づいた年次行動計画を策定し、あらゆる分野での男女共同参画を推進します。

基本施策2 人と人が支え合うまち

3 子どもを産み育てやすいまちをつくる

3-1. 子育て支援の充実



施策の目的

安心して子どもを産み、地域全体で見守り育てられる環境づくりに取り組むとともに、子育てに関する支援や交流を通じて家庭の育児能力の向上を図ります。

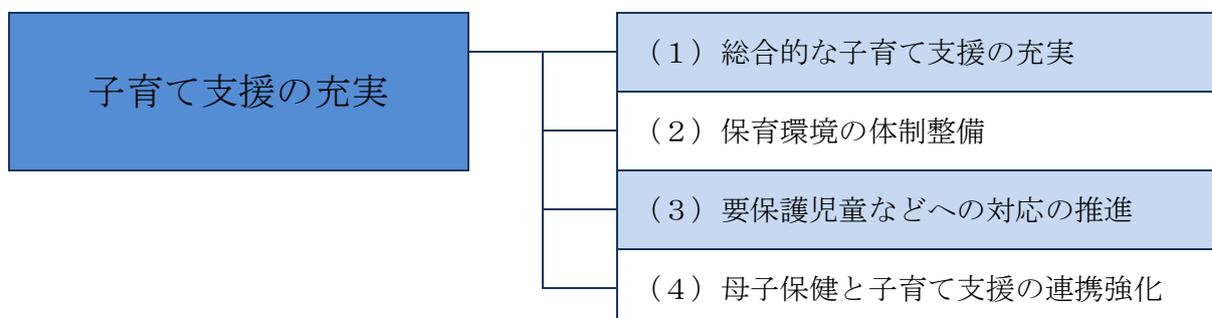
現状と課題

核家族化、少子化の進展、女性の社会進出の増加に伴い、子ども同士や親同士の交流機会の減少、子育ての不安や悩みを抱える親の増加などが課題となっており、子どもが健やかに育つための環境づくりが求められています。

本町においても、核家族化や共働き家庭の増加など、働き方や生活スタイルも変化しており、子育て支援を必要とする家庭も増加傾向にあります。保育所利用者の意向を十分に踏まえ、各施設と協議しながら待機児童発生を防止するとともに、必要に応じ、保育事業内容や施設などの保育環境を改善する必要があります。

令和2年（2020年）に「子育て世代包括支援センター＝「広川町子どもサポートセンター」」を設置し相談・援助体制の充実を図る他、不妊治療や新生児聴覚検査、産婦健康診査の助成といった経済的な支援など、妊娠期からの切れ目のない支援を進めています。今後も次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画（広川っ子すくすくプラン）に基づき、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要な施策

(1) 総合的な子育て支援の充実

広川町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画（広川っ子すくすくプラン）に基づき、子育て支援センター事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、放課後児童健全育成事業（学童保育所）、ファミリー・サポート・センター事業などを展開し、地域の実情や時代に即応できる施策を推進します。

(2) 保育環境の体制整備

保育ニーズに対応した事業内容の充実や施設などの保育環境の改善とともに、待機児童の発生防止に努めます。

広川町保育協会主催による保育士研修及び保育フェスティバルでの保護者との交流の推進、保育団体などが主催する保育士研修・研究機会を周知し参加を促すなど、質の向上に努めます。

(3) 要保護児童などへの対応の推進

広川町要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児などに対する相談体制の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取組を推進します。

(4) 母子保健と子育て支援の連携強化

妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行います。育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう「子育て世代包括支援センター」「広川町子どもサポートセンター」を拠点とした各種相談・援助体制の充実を図ります。母子健康手帳交付時に状況を把握し、妊婦健康診査や乳幼児健診の結果とともに訪問や電話により経過の観察を行い、必要な相談や関係機関に繋げます。子育て中の保護者が孤立しないよう、子育て支援センターの利用を促し、育児相談や子育て支援講座を通して、子育て中の仲間づくりなど子育て環境の整備に努めます。また、母子手帳アプリやSNS、ホームページなどを活用して、子育て情報を提供します。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
保育所への入所を待っている児童の数(人)	20	0	0	待機児童の数
母子手帳アプリ登録者数(人)	—	199	600	母子手帳アプリ「広川まち子の育児日記」の登録者数

個別計画・関連計画

- ・広川町次世代育成行動計画及び子ども・子育て支援事業計画(広川っ子すくすくプラン)

基本施策3 人が育つ、人を育てるまち

1 学びと人を育てるまちをつくる

1-1. 学校教育の充実



施策の目的

児童・生徒一人ひとりに「志を持ち確かな学力と基本的な生活習慣」が身につくよう、指導力向上のための教職員研修の充実・推進に努めるとともに、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援し、教育の目指すところを社会と共有・連携しながら実現させる「社会に開かれた教育」を実現します。

現状と課題

子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を身につけ、「知・徳・体」の調和のとれた未来を担う人材として、心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが求められています。併せて、新しい時代に必要とされる資質・能力として、「学びに向かう力」の涵養、「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力」の育成が求められています。

本町では、幼・保・小・中が連携した教育、個に応じた就学指導の対応、ALT（外国語指導助手）の配置などの国際化への対応、**今後導入される**プログラミング教育**などのや**ICT教育への対応、環境教育の取組などの教育環境の整備を積極的に進めています。

学校における防犯教室の開催や安心メールの整備、防犯カメラの設置など快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、生きる力を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動の推進、心の問題への対応、特別支援教育の充実、安全対策の強化、学校給食体制の充実など、総合的な取組を一体的に進めていく必要があります。

■町内小中学校における児童・生徒数の推移

年度	広川中学校	上広川小学校	中広川小学校	下広川小学校	合計
平成22年度	530	204	736	242	1,712
平成23年度	511	207	758	230	1,706
平成24年度	487	200	740	228	1,655
平成25年度	498	200	744	215	1,657
平成26年度	533	186	732	218	1,669
平成27年度	520	190	733	216	1,659
平成28年度	513	177	728	231	1,649
平成29年度	501	198	719	237	1,655
平成30年度	506	195	717	249	1,667
令和元年度	531	184	702	256	1,673
令和2年度	544	191	688	256	1,679

資料：教育委員会

(5) 子どもの安全の確保

子どもの安全確保のため、啓発活動の推進とともに、保護者や学校、地域の連携と情報交換を進めるとともに、学校付近や通学路などにおいてPTAや地域住民などによる見守り活動の推進を図ります。

また、町内の危険箇所に防犯カメラを設置し、子どもの安全を守ります。

(6) 学校教育施設・設備の整備・充実

老朽化が進む学校施設・設備については長寿命化計画を策定し、大規模改修・修繕については年次計画により進めます。

(7) 教育機器の整備

教育機器を適宜更新するとともに、今後導入されるプログラミング教育など、ICT教育推進のため校内の無線LAN環境やタブレット端末の整備を進めます。の推進を図ります。

また、個人情報保護のためのセキュリティ強化やネットワーク化を推進します。

(8) 学校給食の充実

学校給食の充実・施設の整備に努めるとともに、地域の米や食材を取り入れた地産地消の献立とするなど食育の視点に立った取組を進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標の名称	平成21年度 (10年前)	令和元年度 (現状値)	令和5年度 (目標値)	備考
不登校児童・生徒発生率 (%)	0.6	1.6		不登校児童数/全校児童・生徒数の割合
広川町教育週間の学校公開における地域住民の参加者数 (人)	—	1,435	1,500	小中学校の学校公開を訪問した地域住民の延べ人数

個別計画・関連計画

- ・ 広川町教育施策

基本施策3 人が育つ、人を育てるまち

1 学びと人を育てるまちをつくる

1-4. 青少年教育の推進



施策の目的

地域社会や家庭における教育活動を推進するため、体験活動の充実と育成環境の整備を図ります。青少年が広川への愛着を持ち、健全に育つことを目指し、関係機関、家庭などが一体となって取り組む体制を確立し、青少年のまちづくり活動などへの参画促進や青少年団体の育成・支援を推進します。

現状と課題

急激な社会構造の変化に伴い、青少年を取り巻く環境も大きく変化し、家庭と地域社会の教育機能の低下や学校教育への依存傾向が全国的にみられ、いじめ、不登校、無気力などが生じているとともに、体験活動の場の不足、異年齢の集団における活動の不足などが指摘され、青少年をめぐるさまざまな問題が表面化しています。

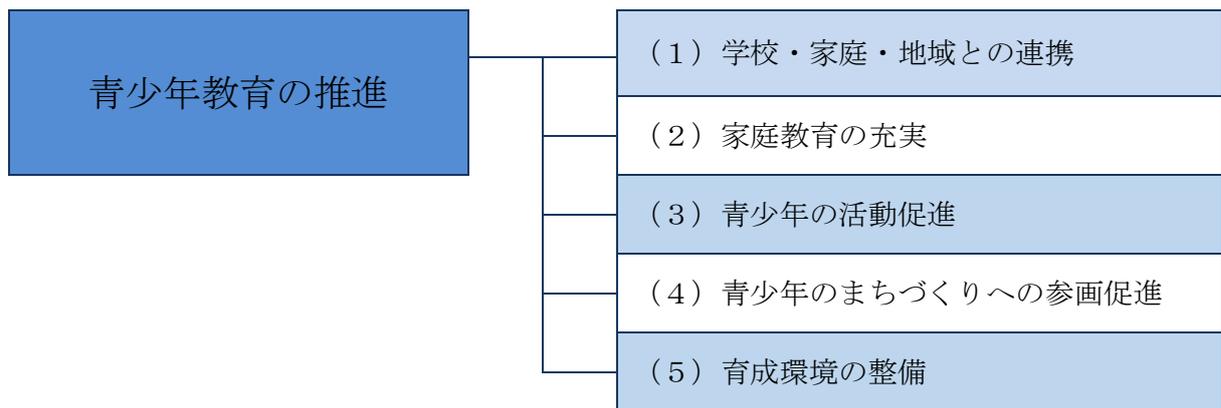
本町では、豊かな人間性と助け合いの精神に満ちた青少年の育成を目指し、社会活動への積極的な参加促進を図るなど、地域ぐるみで地域に密着した社会教育活動を展開してきました。各校区における「土曜ネット活動」やまち子のおにわと各公民館区分館における「子どもの遊び場づくり事業」、地域と学校が連携した「中学校学び道場・子どもの体験活動・夏休みきらめき学習などの地域学校協働活動」など地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生することに取り組んでいます。

また、青少年育成町民会議を中心にして、放課後や週末におけるさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を支援してきました。

さらに、非行対策、環境浄化活動、街頭指導活動など、青少年の非行防止を積極的に推進してきました。

しかし、活動に参加する人の固定化などがあり、幅広い人を対象としたさまざまな青少年教育活動の推進が課題であるとともに、青少年が安全で安心して活動できるよう支援体制を整備し、各種の健全育成活動を推進していく必要があります。

施策の体系



主要な施策

(1) 学校・家庭・地域との連携

学校、家庭、地域との連携・協働により、それぞれの教育力を向上させる取組を推進するとともに、地域で子どもを見守る体制づくりや、青少年健全育成町民会議を中心とした推進体制の充実を図ります。

(2) 家庭教育の充実

将来を担う子どもの健やかな成長を支援するため、PTAや子育て支援団体との連携により、発達段階に応じた家庭教育の推進を図ります。

また、生きる力を育む「子どもの遊び場づくり」を進めるため、まち子のおにわや各地域分館において、遊びのイベントを開催し、健やかな子どもの育成に取り組みます。

(3) 青少年の活動促進

各種青少年団体やグループ活動への支援を充実するとともに、活動への参加を促進します。

また、世代間交流を通じた活動や企業と連携した取組など、青少年がさまざまな体験ができる機会の提供を図ります。

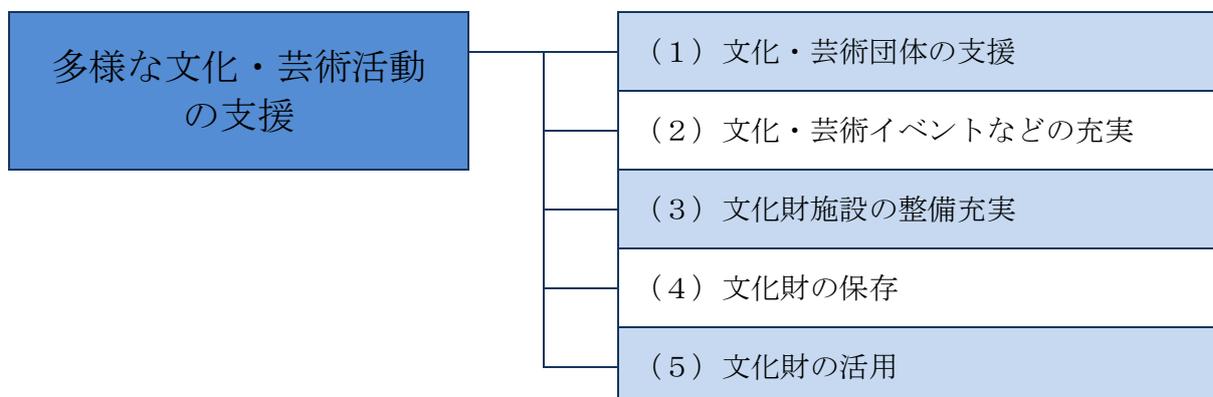
(4) 青少年のまちづくりへの参画促進

町の各種まちづくり活動などへの参画や、イベント、ボランティア活動、伝統芸能の継承活動などへの自主・自発的な参加を促進します。

(5) 育成環境の整備

青少年育成団体などとの連携により、安全ハウスの設置や交通安全の取組、有害図書・広告の排除、街頭指導など、地域ぐるみの社会環境の整備を進めます。また、スマートフォンの普及によるSNS・インターネット犯罪など青少年の問題行動を早期に発見し、適切な指導・助言により問題行動の防止に努めます。

施策の体系



主要な施策

(1) 文化・芸術団体の支援

文化連盟をはじめ各種自主サークルからなる文化・芸術団体への支援に努めるとともに、住民による自主的な文化・芸術活動の活発化を促します。

(2) 文化・芸術イベントなどの充実

地域の特色を生かした文化祭、講演会や展覧会の開催など、魅力ある文化行事の企画・開催を住民との協働のもとに進め、**既存施設を活用した**多様な文化・芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(3) 文化財施設の整備充実

石人山・弘化谷古墳公園や善蔵塚古墳公園の充実と活用を図るとともに、施設のリニューアル、維持管理体制の充実に努めます。

(4) 文化財の保存

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても計画的に調査を実施します。

また、久留米絃や民俗芸能などの無形文化財についても、保存団体への支援、後継者の確保を図り、積極的にその保存・伝承に努めます。

(5) 文化財の活用

地域文化の理解を深めるため、啓発活動や講座、展示など文化財に対する住民への意識の向上を図ります。

また、文化財を通じた情報発信と交流活動での活用を図ります。